

令和6年度第4回・島本町地域福祉審議会 要点録

(令和7年3月25日作成)

1	会 議 の 名 称	令和6年度第4回・島本町地域福祉審議会		
2	会議の開催日時	令和7年3月12日(水) 午後2時00分～3時10分		
3	会議の開催場所	島本町役場地階 第5会議室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	0名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出席委員	明石会長、井上委員、喜多委員、木下委員、草野委員、谷田委員、津江委員、花田委員、本間委員、前田委員、増川委員、松木委員、丸茂委員、宮本委員、吉村委員 (以上 15 名)		
7	会議の議題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 第5期島本町地域福祉計画(案)について (3) その他		
8	配布資料	● 会議次第 ● 座席表 ● 委員名簿 ● 資料7 第5期島本町地域福祉計画(案)		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和6年度第4回・島本町地域福祉審議会 要点録

(令和7年3月 12 日(水)開催)

開会

事務局

ただいまから、令和6年度第4回「島本町地域福祉審議会」を開会する。

本日は、15名の委員にご出席をいただいている。

島本町地域福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

次に配布資料の確認をさせていただく。

(事務局から配布資料の確認)

【案件1】 会長・副会長の選出について

事務局

案件1「会長・副会長の選出について」を議題とする。

島本町地域福祉審議会条例第5条第1項により、委員の互選により「会長」を置くこととなっている。また、同条第4項により会長があらかじめ指名する委員が職務を代行することとなっている。

会長・副会長の選出の進め方としては、まず委員の互選により「会長」を選出いただき、その後、会長の指名により、副会長を選出いただきたい。

(「事務局一任」の声)

それでは、会長は、前会長の明石委員にお願いすることとしてよいか。

(「異議なし」の声)

会長が選出されたので、明石会長に以降の議事進行をお願いする。

会 長

はじめに、私から副会長を指名させていただく。審議会の副会長は、前田委員にお願いすることとする。

本日、傍聴の申し出は0名となっている。

【案件2】 第5期島本町地域福祉計画(案)について

会 長

案件2「第5期島本町地域福祉計画(案)」について、事務局から説明をお願いする。前回は計画(案)について審議いただき、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施している。今回はパブリックコメントの結果等も含め、最終の計画(案)について審議を行う。

事務局

(資料7に基づき説明)

会 長

皆様からご意見を踏まえて修正した案でパブリックコメントを行った結果、意見なしということであった。本計画は非常に分厚い計画で多岐にわたることが掲載されている。実際に地域活動に取り組まれている皆様からみてどのように感じられるか。お気づきの点等あれば、積極的にご意見を頂戴したい。

委 員

計画案の1ページに記載されている4つの「助」について、地域包括ケアシステムでは「自助」「互助」「共助」「公助」の4つに区分されていることが多い。今回の地域福祉計画では「互助・共助」をまとめて、全体で3つに区分しておられるが、そのことに対する町の考え方について説明をお願いしたい。

事務局

自治体によっては「互助」「共助」を分けて記載していることもあると認識しているが、本町としては「互助・共助」の捉え方について似ている部分もあると考えることから、計画案に記載しているように3つに分けている。

副会長

以前も発言させていただいたが、自殺対策のゲートキーパー養成について、島本町ではボランティアも含めて人材育成に力を入れておられる。そのあたりをもう少し打ち出していても良いのではないかと思います。大阪市などの大きな都市では、規模が大きすぎてなかなかスタートをきるのが難しい面があるが、島本町ではコンパクトシティの特徴を生かして、実行力もあり、すぐに動けるといふ長所がある。また、自殺の背景にはいろいろな要因や課題があるが、島本町では自殺者数が減少している状況もあるため、そういった点をもう少し詳しく記載しても良いのではないかと。

委 員

地域福祉計画は福祉に関する大きな計画であるため、一つの部局で対応することは難しい。年長者クラブの参加者でも移動手段の問題が出てきている。町全体で将来を見据えたビジョンを打ち出していくべきである。実際にできるかどうかは難しい問題だが、町内で横の連携をとりながら進めていくべきかと思う。

事務局

町の最大の計画は総合計画であり、それに基づいて各施策を実施している。地域福祉計画は福祉系計画のとりまとめを行う福祉系の最上位計画となる。福祉推進課で計画を策定し、進行管理を行っているが、健康福祉部だけでなく、ご指摘の通り関係部署が連携して、町全体で取り組んでいくものと考えている。

委 員

パブリックコメントを求めても回答がないということで、町民に届いていないのではないかと考えられる。町民に見えるような形で、計画をアピールしていくことも必要である。

事務局

ひと口に地域福祉といっても、本計画では自殺対策計画に加えて新たにひとり親家庭等自立促進計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画が含まれ、計画の幅がより広がった。そのことで逆に内容が見えにくくなってしまうことも考えられることから、さまざまな関連分野が連携して進めていくとともに、町民にわかりやすい啓発を進めていきたい。

委員

本計画では重層的支援体制の構築を目標に掲げているが、計画がスタートすると同時に重層的支援体制もスタートするのか。あるいは計画期間である6年間で構築していくのかが気になる。現状では、町のホームページやLINEをみても、情報をたどっていくと個別の相談窓口はわかるのだが、一見してわかるような状態ではないと感じる。重層的支援体制の構築を進めるにあたっても、一番先に取り組むべきこととして、相談先がわかるようになれば、住民も助かるのではないかと思う。

事務局

重層的支援体制整備事業については、令和7年度を準備期間として令和8年度からの実施を予定している。事業は健康福祉部内だけで完結できるものではなく、さまざまな課題に対応するため、地域や庁内における多機関の連携が必要となる。令和7年度に各所に連携に向けた働きかけを行ったうえで、事業を開始していきたい。相談先についてどこに行ったら良いのかわからないということについては、そういった困っている方を周りが支えていくという体制も、重層的支援体制の一つであると考えている。分かりやすい情報発信とともに、困っている方にきちんと説明が行えるような仕組みづくりを進めていきたい。

委員

計画案の44ページにひきこもりやヤングケアラーなどについて記載があるが、ビジネスケア、トリプルケア、ワーキングケアなど、必要なケアの形が増えている。ビジネスケアやワーキングケアについては、企業が対応するのが本来だと思うが、トリプルケアという言葉もあることに驚いた。介護と子育て、そして看護も行っているという、当事者にとって大変負担が大きい状態である。トリプルケアについての町の認識をお聞かせいただきたい。

事務局

トリプルケアについては認識しているが、こちらに記載しているのはあくまで例示であり、トリプルケアについてもこちらの現状認識の文章内に包含されていると考えている。

会長

家族が家族を支える機能が小さくなっており、社会においてさまざまなケアが必要となっている。複合的な課題が非常に多くなっており、一つの世帯に複数の課題が一度に連続してやってくるという事態が起こっている。そういった複合的な課題に対してもさまざまな角度から、連携して対応していくことが必要である。

委 員

計画案の 35 ページに、高齢者に対する自殺対策の推進について記載があるが、高齢者のうつも増加している。自殺につながる要因にもなるため、文言を追加されると良いのではないかと。今後も高齢者のうつは増えていくと考えられる。そういった点に対しても島本町では連携して取組を進めていくということをアピールしてはいかがかと思う。

事務局

35 ページは現行計画の振り返りを記載している。ご指摘の点については、69 ページの自殺予防にかかる現状と課題や、70 ページにある「高齢者への支援」の内容に加えることを検討し、最終案として作成させていただく。

委 員

計画案の 30 ページに、再犯者数と再犯者率についての現状が記載されているが、覚醒剤取締法の再犯者率が特に高く、以前は表に数字が記載されていたかと思う。今回の計画案では記載が無くなっているが、数字を載せておかれた方が良いのではないかと思う。

事務局

昨年度お示しした素案の段階では、覚醒剤取締法を含む特別法犯の数字を入れていたが、その後全体の再犯者率の平均を出す段階で、国や大阪府の計画、統計データ報告等との整合をとるため、記載を削除した。文章の書きぶりについては最終修正させていただくが、一つの表に記載する数字としては、刑法犯に一本化することを考えている。

委 員

国、府との整合という意味はわかるが、麻薬の関係で再犯者率が高い。そういったデータは載せておかないと、なかなか周知されていかないのではないかと。

事務局

特別法犯の状況について、何らかの形で計画に載せられるように修正を加えたい。

委 員

特殊詐欺については、知能犯に含まれているのか。

事務局

特殊詐欺については知能犯に含まれていると認識している。

委 員

特殊詐欺については大きな問題であり、数字をカッコ付きで追加した方が良いのではないかと。

事務局

原課の確認がとれたら、数字を内訳として追加したい。

委 員

今更の指摘で申し訳ないが、計画案 79 ページの基本目標 6 が「防犯・更生保護を推進する」となっており、防犯と更生保護がつながっていることに違和感がある。

事務局

基本目標 6 は再犯防止推進計画の内容を包含する部分だが、更生保護だけでなく、併せて連携すべき活動として、防犯活動や消費者保護対策についての取組を記載している。活動としても連携し合って進めていただいている部分もあるため、大きな項目としてまとめさせていただいたが、施策項目としては更生保護、防犯、消費者保護等は分けて記載している。

委 員

防犯は犯罪の予防であるため、再犯防止と連続しているのが分かりにくいように感じた。また、高槻市の保護司会で講演を行ったのだが、取組指標にある「更生保護に関する情報発信数」にはカウントされているのか。

事務局

基本目標 6－1 の取組指標にある情報発信数については、町媒体における情報発信数を記載している。現在は年間 1 件と少ないが、徐々に上げていきたいと考えている。

事務局

先程ご指摘のあった知能犯に特殊詐欺が含まれるのかという点について確認したところ、詐欺は知能犯に含まれるが、特殊詐欺に特化した数字については今すぐには回答できないということであった。ただし特殊詐欺については、高槻警察署から、令和 6 年 1 月から 10 月 16 日時点において 5 件発生しているという情報を得ており、また全国的にも増加しているものと認識している。担当課からは、特殊詐欺について広報啓発を強化し、防犯強化に取り組んでいきたいと考えているという回答であった。

会 長

計画案 11 ページに計画期間が記載されており、本計画は 6 年間の計画期間となっている。最近では毎年のように法律の改正等があり、関連するものでは、まもなく社会福祉法や民法の改正施行があるとされている。本計画についても、時流に即して中間的にチェックするような仕組みを設けた方がよいのではないかと。

事務局

今後は、本審議会において毎年いずれかの時点で点検を行っていく予定である。一部見直しが必要な事態が発生する可能性もあり、都度対応していきたい。

会 長

社会の変化に応じて柔軟に対応することを考えていただいているということで、その都度委員の

皆様にもご意見をうかがえればと思う。

委 員

「子ども」の表記について、こども家庭庁ではすべて平仮名の「こども」を使用している。現在取り組まれている各子ども食堂の都合もあると思うが、先程の資料説明で、漢字に訂正したと説明されていた子ども食堂については、平仮名表記が良いのではないかな。

事務局

「子ども」の表記については、本庁でも意見が割れている部分で、令和7年現在こども家庭課は平仮名の「こども」を使用している。子ども食堂については現段階では漢字の「子」を使用したいと考えているが、今後社会的にも平仮名の使用が一般的になってくるなど状況の変化があれば、その時点で改めて検討したい。

会 長

日本語というのは難しいもので、昔はすべて漢字の「子供」、次に子だけ漢字の「子ども」、今はすべて平仮名の「こども」と変化してきている。障がいの「がい」の表記の問題もあるが、国の公的な文章などでは漢字で「障害」、当事者のことを十分に考えるときに各所の判断で「障がい」を使用している。子ども食堂の表記については、実際に活動しているところが表記を変更するのは自由かと思うが、行政の場合は法令等の表記に従って書くのが通例かと思う。しかし言葉は生きているものであるし、難しい問題である。

事務局

こども家庭庁からは、「こども」表記の判断基準という文章が通知されている。そこでは、法令等に根拠がある場合は「子供」あるいは「子ども」とするが、特別な場合を除いては平仮名の「こども」という表記が推奨されている。行政として町が用いる「子ども」の表記をどうするのかについて、引き続き検討していきたい。

【案件3】 その他

会 長

その他の案件として、委員の皆様から何かあるか。
特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

今後の流れについてご説明する。本日が、計画策定にかかる最後の会議となる。いただいたご意見については、事務局から明石会長にご確認いただいたうえで、必要な修正を加える予定としている。委員の皆様には、計画が完成したら計画冊子をお送りする。

次年度以降は、策定した本計画に沿って地域福祉施策を進めていく。今後も事業の進捗状況をご報告し、皆様のご意見を伺いながら、地域福祉施策を推進していきたいと考えている。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。例年では、進捗状況の報告は秋以降の開催となっている。ま

た改めてご連絡させていただく。

会 長

最終の微修正については、ご一任いただくということで、よろしくお願い申し上げます。本日の予定案件はすべて終了したので、本審議会はこれで終了とする。

＜閉 会＞